

「日比谷中田 M&A ニュースレター Vol. 1 (2017年4月号)」をお送りします。

--- 目次 ---

1. お知らせ
2. 当事務所の最近の関与案件
3. 最新トピック (トランプ政権で日本企業による米国企業 M&A の対米投資審査はどう変わるか?)

---

## 1. お知らせ

---

- 森幹晴 弁護士が、2017年7月1日をもってパートナーに就任します。今後も、クライアントの皆様をサポートするために事務所の体制充実に努めてまいります。
- 2017年6月26日をもって、当事務所のオフィス・スペース/受付を富国生命ビル内の22階に移転し、リニューアル致します。  
6月26日以降、当事務所にお越しの方は、富国生命ビル22階受付までお越しください。  
なお、事務所フロア移転後も、電話番号・メールアドレスに変更はございません。
- 当事務所の弁護士によるセミナー情報をご案内します。
  - ◆ テーマ：「M&A 担当者のための実務解説 企業価値評価の仕組み、買収価格の算定・交渉のポイントと買収契約書での価格調整条項」
    - 講師：中田順夫 弁護士
    - 日時：2017年6月1日(木) 午後2時00分～午後5時00分
    - 会場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム  
(東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8)  
<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/291027.html>
  - ◆ テーマ：「現場で使える海外 M&A 法務実務の知識～クロスボーダーM&A で実務上頻繁に直面する問題に関し、企業法務担当者が知っておくべき基本的事項だけでなく実務のコツや工夫を網羅し、外部専門家を適切に使いこなして M&A を成功させるための講座～」
    - 講師：村田晴香 弁護士
    - 日時：2017年4月18日(火) 午後2時00分～午後5時00分
    - 会場：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム  
(東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8)  
<http://www.kinyu.co.jp/cgi/seminar/290737.html>

---

## 2. 当事務所の最近の関与案件

---

当事務所が関与した近時の M&A 案件をご紹介します。

- アメリカの Ultrafabrics 社株式の日本の上場会社である第一化成への売却と Ultrafabrics 社株式の売却株主による第一化成の転換権付き優先株式と新株予約権(あわせて完全希釈化ベースで議決権の32%弱)の取得による日米の国境をまたぐ合併類似案件において、中田順夫、森幹晴、井上俊介、寺田知洋の各弁護士は Ultrafabrics 社の売却株主のカウンセラーを務めました。
- 自然電力による東京ガスとの資本業務提携案件において、山田広毅、井上俊介、寺田知洋、長沼伶奈の各弁護士は自然電力のカウンセラーを務めました。

当事務所のプラクティスの中心である日本企業による海外企業の M&A 案件は、米国での大型買収案件など途中で終了する買収案件も多かったのですが、現在は、ドイツ、ニュージーランド、シンガポールでの各買収案件が継続中です。

また、日本企業とスイス企業との日本での合弁案件（製造業）、日本企業と米ブランド品企業との日本での合弁案件、日本企業とタイ企業とのタイでの合弁案件（資源関係）、日本企業によるインドネシア企業への出資案件や、外資系ファンドによる日本の上場企業の友好的買収案件、国内企業間の売却案件もアドバイスしています。

### 3. 最新トピック(トランプ政権で日本企業による米国企業 M&A の対米投資審査はどう変わるか?)

#### ■ CFIUS（対米外国投資委員会）による審査の概要

米国は、外資による対米直接投資に対して開放政策をとっていますが、外国企業による米国企業の買収に関しては、国家安全保障の観点から、財務省長官を委員長とし政権の主要な閣僚（9名）により構成される CFIUS（対米外国投資委員会）が事後審査を行っています。

米国の「国家安全保障」に脅威を与える買収案件については、大統領が買収を阻止する権限を有しています。

法令上、「国家安全保障」について明確な定義はなく、買収対象となる米国企業の製品・技術が米国国防省に直接・間接に納品されている場合や軍事転用可能な場合には特に注意が必要です（半導体、ソフトウェア、航空宇宙等）。

国防に関係する業種のみならず、2008年の法令改正により、エネルギー関係を含む「重要なインフラ施設」の支配の移転が審査対象となることが明文化され、さらに最近では農業・食品分野も CFIUS の審査対象となる（下記の 2012 年食肉加工企業に関する審査案件参照）など、「国家安全保障」の範囲は拡大傾向にあります。

CFIUS が審査を行うか否かに買収案件の取引額は関係なく、米国の「国家安全保障」を損ねる懸念のある買収については、小規模な買収案件でも問題視される可能性があるため注意が必要です。

#### ■ 最近の動向（中国企業による米国企業買収の急増と CFIUS の審査強化）

最近、中国企業による米国企業買収が急増するにつれ、特に中国企業による対米投資に関して CFIUS の審査が強化され、実際に買収案件が阻止される動きが見られます。

例えば、2012 年、中国資本の米国企業 Ralls 社がオレゴン州の米国海軍の飛行制限区域近くでのバッテリー風力発電所建設計画に関わる 4 つの米国企業を買収しようとした取引で、オバマ大統領は、CFIUS の勧告を受けて、買収中止と建設作業の中止等を命令しました。

さらに 2016 年には、中国の投資会社福建グランドチップ・インベストメントファンドによるドイツ半導体製造装置メーカー・アイクストロン社の米国子会社の買収に関して、オバマ大統領は、CFIUS の勧告を受けて、買収を阻止する命令を出しました。

米国技術の中国への流出を懸念したことが理由だと言われています。

CFIUS の勧告による買収阻止は 3 件目です。

また、2013 年には、中国の大手食肉企業・双匯国際控股による米国最大の食肉加工企業スミスフィールド・フーズ社の買収に関して、米国の食料供給の安全性への懸念から米国議会の政治的圧力が高まり、CFIUS による徹底的な審査が要求されました。

最終的に CFIUS は当該買収を承認しましたが、国防に直接関係しない農業・食品分野が CFIUS の審査対象となった影響は大きく、その後 CFIUS に事前届出を行うケースが増えています。

#### ■ トランプ政権下で CFIUS 審査はどう変わるか？日本企業への影響は？

トランプ政権における対米直接投資に対する政策は不透明ですが、保護主義的な立場から、米国経済や雇用、通商政策での強硬姿勢を反映して、CFIUS の審査がさらに強化される可能性があります。また、今後は、米国の「国家安全保障」には直接関係しない業種の米国企業の買収であっても、実質的に米国経済や雇用に悪影響がある場合には買収が阻止される可能性すら、一部で指摘されています。

さらに、外国政府（特に中国政府）とつながりのある外資企業による米国企業の買収や、政府予算の支援によって開発された米国技術の海外流出に関する懸念が高まっており、今後、これらの懸念を反映する形で CFIUS の審査が強化される可能性もあります。

日本企業による米国企業の買収は、これまで CFIUS による厳格な審査の対象とはなっていませんが、今後は、中国事業を大きく展開している日本企業による米国企業の買収では注意が必要となるかもしれません。

さらに買収対象となる米国企業の技術が（安全保障上）重要な場合には、買収後に日本企業を介して米国技術が中国に流出する懸念がないかと CFIUS から指摘を受ける可能性も否定できません。

一方で、中国国内における外国為替規制の厳格化及び CFIUS による対中国企業への審査の厳格化等の影響で、中国企業への対米投資額は減少傾向が見られ、一般的に CFIUS の厳格な審査を受けにくい日本企業にとっては米国で M&A を行う絶好の機会であるという指摘もあります。

日本企業としては、機動的かつ戦略的な動きが求められる状況といえるでしょう。

#### ■ 今後、米国企業の買収案件で留意すべき点は？

今後は、案件の初期的な検討段階、特にデューデリジェンスの段階で、買収対象となる米国企業の製品・技術が米国国防省に直接・間接に納入されていないか、軍事転用が可能なものでないか、といった CFIUS リスクを事前に精査する重要性が高まります。

そのためには、米国の買収実務に精通した弁護士を起用し、初期的段階から、CFIUS 専門弁護士を買収チームに加えることが重要です。

その上で、「国家安全保障」上の懸念があると判断する場合には、CFIUS と事前協議を行ったうえで、CFIUS に対して任意で書面通知を行うべきです。

実務上、書面通知の準備には2週間から1か月程度を要することが多く、事前協議は正式な書面通知の5営業日前までに行うものとされています。

事前協議の結果、CFIUS の承認を得られれば、（虚偽若しくは誤解を与える重要情報を提出していた、又は重要な情報を提出していなかったといった場合を除き）事後的に買収案件が無効にされることはないといわれています。

CFIUS の審査プロセスは、第一次審査が30日間で、国家安全保障に影響が及ぶ案件や外国政府の支配下にある取引については、第二次審査（45日間）に進みます。第二次審査では、CFIUS が指摘する安全保障上の懸念に対処するための措置に関する交渉も行われます。

最終的に、国家安全保障に対して脅威を与えると判断された取引については、CFIUS の審査終了後15日以内に、大統領がこれを阻止する命令を出すことができます。

今後は、トランプ政権の対米直接投資に対する動向を注視するとともに、米国企業の買収案件においては、CFIUS の問題意識・審査プロセスをよく理解した上で、CFIUS リスクを事前に精査し対処法を検討し、必要な手続を案件の日程にも組み込んでおくことが重要です。

日比谷中田法律事務所

■ 配信停止、新規配信のお申し込みはこちら

[newsletter@hibiya-nakata.com](mailto:newsletter@hibiya-nakata.com)

■ お問い合わせ先

日比谷中田法律事務所

◆中田順夫 弁護士

Tel: 03-5532-3110 (直通)

E-mail: nobuo.nakata@hibiya-nakata.com

◆森 幹晴 弁護士

Tel: 03-5532-3120 (直通)

E-mail: mikiharu.mori@hibiya-nakata.com

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 16 階 (受付)

<http://hibiya-nakata.com/>

※本ニュースレターは、クライアントの皆様への一般的な情報提供を目的とするもので、法的アドバイスを提供するものではありません。個別案件については当事務所の弁護士までご相談ください。